

健 第 771 号
令和元年 10 月 2 日

一般社団法人岩手県薬剤師会長 様

岩手県保健福祉部健康国保課総括課長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 7 条
第 3 項に規定する薬局の管理者の兼務許可の考え方について

このことについて、平成 31 年 3 月 20 日付け薬生総発 0320 第 3 号厚生労働省医薬・
生活衛生局総務課長通知（以下「総務課長通知」という。）が発出されているところで
す。

今般、総務課長通知の記の「・薬局の営業時間外である夜間休日に、当該薬局の管理者
がその薬局以外の場所で地域の輪番制の調剤業務に従事する場合」に該当する事例が生じ
たことから、当面の間の取扱いとして別添（写）のとおり各保健所長あて通知したので
お知らせいたします。

【担当】健康国保課薬務担当（田村）TEL：019-629-5467 FAX：019-629-5474



健 第 771 号
令和元年 10 月 2 日

各保健所長 様

健康国保課総括課長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 7 条
第 3 項に規定する薬局の管理者の兼務許可の考え方について

このことについて、平成 31 年 3 月 20 日付け薬生総発 0320 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知（以下「総務課長通知」という。）が発出されており、この取扱いについては、内容を検討のうえ別途正式通知することとして、平成 31 年 4 月 26 日開催の平成 31 年度保健所等薬務担当者会議で御案内していたところです。

しかしながら今般、総務課長通知の記の「・薬局の営業時間外である夜間休日に、当該薬局の管理者がその薬局以外の場所で地域の輪番制の調剤業務に従事する場合」に該当する事例が生じたことから、当面の間の取扱いとして下記のとおり運用することとしたので御承知願います。

なお、正式な取扱いについては、平成 15 年 3 月 28 日付け保衛 2299 号「薬局等における管理薬剤師の兼任許可の取扱いについて」（以下「取扱通知」という。）の一部改正として整理することとしていることを申し添えます。

記

取扱通知の「1 共通事項」の取扱いの他、個別の取扱いは以下のとおりとする。

1 許可要件

- (1) 夜間休日対応の薬局（当番薬局）において、他の薬局との当番薬局の交代も視野に入れた調整や管理薬剤師以外の薬剤師による対応ができないか、十分検討させ、兼務許可を申請する薬局の管理薬剤師の従事以外の対応策がないこと。
- (2) 当番薬局では、当該薬局以外で従事する薬剤師の応援がなければ、薬局が十分な機能を果たせず、地域における必要な医薬品提供体制の確保が困難となるおそれがあること。

なお、当番薬局で夜間休日対応を行う際には、当該薬局で通常従事する薬剤師が少なくとも 1 名以上勤務することを原則とするが、これによりがたい場合には、あらかじめ、兼務許可を申請する薬局の管理薬剤師に対する教育訓練等の必要な措置を行うこと。

- (3) 当番薬局での勤務時間は、兼務許可を申請する薬局の営業時間外であること。

2 申請書の記載

- (1) 「業務内容」欄には、「地域の輪番制の薬局における調剤業務」と記載すること。
- (2) 「従事期間」欄は、当番薬局の休日夜間対応日を記載すること。なお、記載する日は、勤務体制等の調整を行ってもなお、人員の不足等により薬局が十分な機能を果たせず、地域における必要な医療提供体制の確保が困難となるおそれがある、直近の対応日のみとすること。

また、新たに対応が必要となった際には改めて許可申請を行うこと。

- (3) 申請書には、任意様式により当番薬局から勤務に係る依頼書の写しを添付させること。なお、当該依頼書には、記1(1)に該当することとなった理由及び記1(2)なお書きの必要な措置として当番薬局が実施する対応について記載されていること。

3 その他

- (1) 双方の薬局において、当番薬局への勤務の依頼に関する記録を、管理帳簿等に記録するよう指導すること。
- (2) 総務課長通知に関して、その他の事例が生じた場合は、個別事案ごとに健康国保課あて照会を行うこと。
- (3) なお、当番薬局において従事する薬剤師は、当該薬局で保険調剤に従事する旨を東北厚生局に届け出るよう指導すること。